

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

# Newsletter

〈2018年9月号〉

## 目次

私的整理手続中における債権回収のための訴えの提起が権利の濫用であるとは

1 | 認められないとされた事例

～東京地裁平成30年2月13日判決～



純粹私的整理手続における金融債権者に対する弁済猶予の要請の

2 | 支払停止該当性について

～大阪地裁平成29年3月22日判決を契機として～



3 | 相続法改正が事業承継、債権管理・回収等の実務に与える影響と留意点①



私的整理手続中における債権回収のための訴えの提起が  
権利の濫用であるとは認められないとされた事例

～東京地裁平成30年2月13日判決～

渡邊一誠  
Issei Watanabe

PROFILEはこちら



【事案の概要】

本件訴訟は、売上の減少等により廃業することとしたY1社が、X銀行を含む債権者に対する債務の整理のため、私的整理手続(本件私的整理)を行っていたところ、X銀行とY1社との間では、Y1社がX銀行に預けていた投資信託(本件投資信託)の受益権について、X銀行に商事留置権が成立するか(成立する場合はX銀行が回収して相殺でき、成立しない場合は総債権者への弁済原資となる)を巡って見解が相違していました(なお、X銀行は私的整理手続による債務の整理について賛成の意思は表明していませんでした。)。そこで、X銀行がY1社及びその連帯保証人Y2及びY3に対し、貸金約4344万円及び利息、遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起したのに対し、Y1社及びY2、Y3は、X銀行による上記訴訟の提起は、商事留置権を有しない投資信託の受益権を差し押さえ、抜駆け的な債権回収行為を行うことを目的とするものであり、権利の濫用として許されないなどとしてX銀行の請求を争いました。

平成29年8月25日

Y1社、本件投資信託の受益権や売掛債権等を総債権者のためにA弁護士に信託的に譲渡し、X銀行に通知

平成29年9月4日

X銀行代理人、A弁護士に対し、本件投資信託の受益権について商事留置権を有する旨を通知

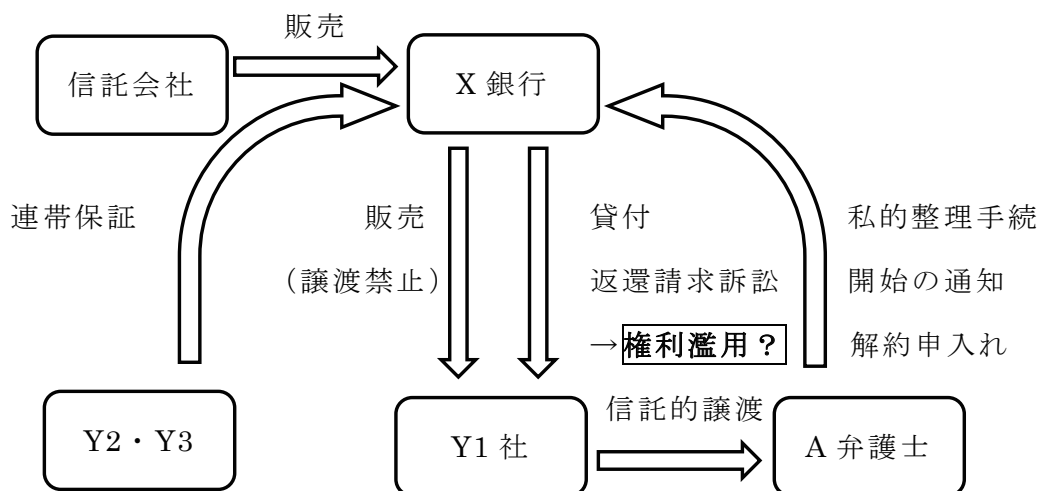
～平成29年11月9日

A弁護士、X銀行に対し商事留置権の不成立を主張し、本件投資信託の解約を申し入れ、口座振替を要請。X銀行は改めて商事留置権の成立を主張

平成29年12月

A弁護士、別途回収した売掛金等を財源に私的整理手続において中間配当の実施を計画(X銀行も配当対象)。X銀行が本件訴訟を提起

平成29年3月14日 Y1社、事業を停止し本件私的整理の開始、支払の停止を通知(同月16日にX銀行に到達)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 【問題の所在】

Y1社は、裁判手続によらない債務の整理手続である私的整理手続(その中でも、利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与して行われる準則型私的整理手続ではなく、債務者自らが主導して行う純粹私的整理手続)を行っています。債務者が私的整理手続を行っている場合に、債権者による個別の権利行使がどこまで許され、どのような場合に権利の濫用(民法1条3項)となり許されないのかが本件での問題となります。

## 【裁判所の判断】

裁判所は、私的整理は関係者間の合意に基づいて行われるものであり、私的整理に参加して債権の満足を得るか、これに参加せず訴訟の提起等の個別の権利行使を行って債権の満足を得るかは、債権者が自由に選択することができ、一旦私的整理に加わっておきながら後になって(配当額に不満がある等の事情から)私的整理の枠外で債権の満足を得るような場合は別論として、原則として、私的整理に加わらずに訴訟を提起することは権利の濫用とはならないとしました。

そして、X銀行が本件私的整理手続に加わって債権の満足を得ている等、訴えの提起が権利の濫用にあたることを認めべき事情はないとして、Y1社らの請求を棄却しました。

## 【準則型私的整理手続の場合】

準則型私的整理手続の一つである事業再生実務家協会(JATP)による事業再生ADRでは、第1回債権者会議において、対象債権者全員の同意によって決定される期間中、債権の回収、担保権の設定または破産手続開始、再生手続開始、会社更生開始若しくは特別清算開始の申立等をしないこと(これを「一時停止」といいます。)が、債務者と債権者との間で合意されています。また、中小企業再生支援協議会による再生支援手続でも、第1回債権者会議にて返済猶予のお願い(一時停止ほど厳格ではないものの実質的には同様の内容)がなされるのが一般的なようです。地域経済活性化支

援機構(REVIC)による再生支援手続では、手続開始前に債務者が債権者との間で支払猶予の合意を得ている場合が多いと思われます。

一時停止の合意(これは債務者の債権者の間の契約となります。)がなされている場合や、返済猶予のお願いに対し、明示又は黙示に債権者が同意している場合は、その内容に明確に反する個別の権利行使は原則として許されないと考えられます。

## 【私的整理手続への参加と債権者の個別の権利行使が許される範囲】

では、純粹私的整理手続ではどうでしょうか。

準則型私的整理手続も同様ですが、純粹私的整理手続は、法的手続のように、債権者の権利の変更(減免)を一方的ないし多数決によって行うことはできず、総債権者の同意がなければ成立しません。このことは、私的整理手続に参加するかどうかの段階でも同様であり、本判決が指摘するとおり、債権者は、私的整理手続に参加せず、債権回収のために訴訟の提起等をするのも原則として自由といえます。

他方、東京地裁平成11年3月25日判決の事案では、純粹私的整理が多くの債権者の同意を得て、法的整理と同様に適正衡平に運営されている場合に、一部の債権者が債権者間の衡平を害するような相殺を主張することは権利の濫用に該当する場合もあるとされていました。そして、当該事案では、債務者の私的整理が適正衡平に進められていたところ、債務者に対し債務も負担していた債権者が、自らの系列会社の債務者に対する債権を買い取り、これを自働債権として相殺した行為について、一般債権者の犠牲において専ら系列会社の利益のために債権回収を図るものであって、債権者間の衡平を著しく害し、権利の濫用として許されないと判断しました。

では、どのような事実があれば、訴訟の提起を含め、個別の権利行使が許されなくなるのでしょうか。

この点、本判決では、X銀行が本件私的整理に加わって本件

訴求債権の満足を得ているような事情が認められない旨指摘されています。この判決の指摘の趣旨は必ずしも明らかではありませんが、弁済計画では一定の期限の猶予や、一部弁済後の残債権の放棄等の権利変更が定められますので、債権者が弁済計画に同意し、これに従った弁済を受けている段階にあっては、上記のような権利変更に同意しているものと考えられます。したがって、そのような弁済計画に従った権利変更に関する当社間の合意(=契約)に反する個別の権利行使については、原則として実体法上認められないとともに(期限未到来、債権不存在等)、そのような権利行使そのものを許すべき事由もないということになると考えられます。

上記ような場合に私的整理手続との関係でこれが制限されるかは、私的整理手続の段階や債権者の参加ないし関与の態様、個別の権利行使を許した場合に債権者間の公平性、平等性を害する程度など、上記の各裁判例に現れた事情等を総合的に勘案して判断されることになるでしょう。

#### 【純粋私的整理手続に関する当事者の留意事項】

廃業型の債務整理手続においては、破産手続などの法的手続や準則型私的整理手続が利用される場合が多いと思われれますが、何らかの事情により、純粋私的整理手続によって債務の整理が行われる場合も考えられます。

その場合、後日、個別の権利行使の可否を巡って紛争となることを可及的に避けるため、債権者としては、当該私的整理手続に参加するにあたり、許されなくなる個別の権利行使の内容、一定の弁済後に残債権を免除するのか等を債務者の要請の内容等から十分検討、吟味し、債務者とも十分協議しておくべきでしょう。

債務者としても、純粋私的整理手続を行う場合には、債権者に対して、私的整理手続の進め方や弁済計画案の策定方針をきちんと説明し、手続を平等かつ公平に進めることや、債権者に対して差し控えることを求める個別の権利行使の内容を明確に伝え、私的整理手続への参加の意思を確認するべきでしょう。

## 純粹私的整理手続における金融債権者に対する弁済猶予の要請の 支払停止該当性について

～大阪地裁平成29年3月22日判決を契機として～

山内 邦昭  
Kuniaki Yamauchi

PROFILEはこちら



### 第1 事案の概要

大阪地裁平成29年3月22日判決は、債務者Xが金融機関Yに対して預金の払戻しを請求した事案です。

XはYから融資を受けていたところ(保証協会の保証付)、経営が苦しくなったため、取引金融機関(5社)を集めてバンクミーティングを開催し、「事業再建計画」を提示して借入債務の元本の弁済猶予を申し入れました。かかるXの行為が、銀行取引約定書にいう「支払の停止」にあたるものとして、YはXの普通・当座・定期預金を拘束し、その後、預金と貸金を相殺しました。かかる相殺が認められるかどうか問題になりました。

なお、事業再建計画の内容は以下のとおりです。

- ・いわゆる第二会社方式、すなわちスポンサーが新規設立する完全子会社への事業譲渡。
- ・Xは事業譲渡後、特別清算を申立て。金融機関に対する弁済は、特別清算手続で実施。

### 第2 裁判所の判断

裁判所は、概要、以下のとおり判断し、バンクミーティングにおける弁済猶予の要請は、「支払の停止」にあたりと判断しました(かぎ括弧内は判旨の引用。)

- ・銀行取引約定書にいう支払の停止とは、破産法等にいう支払停止と同義である。
- ・「債務者が返済猶予を求めるとともに、実現蓋然性の高い事業再建計画が示された場合には、同計画が実現に至った場合には、債務者の資力回復が見込め、支払不能を脱する可能性があるために支払停止にあたらないと解する余地はある。しかし、(中略)本件事業再建計画は、(中略)本件金融

債権者らからみれば、単に、原告の清算方法の提案に過ぎず、これによって、原告が支払不能を脱するというものではない。」(下線は筆者)

・「(中略)原告に対する主要取引先であるFグループや主要行であるB信用金庫は、本件バンクミーティングに先立ち本件事業再建計画に協力をしていることや、被告を除く本件金融債権者らは、本件事業譲渡の実行日を経過するまでは、原告に対する債権の一括弁済を求めたりしていないことが認められる」ものの、やはり支払停止ではないとはいえない。

### 第3 考察

本件裁判例の判断によれば、ある金融機関1社の預金拘束(及び相殺)が認められる一方、あえて預金拘束しなかった銀行との間で不公平が生じ、ひいてはその後の手続の過程で他の金融機関からも預金拘束を受け、再建の支障になる可能性を孕んでいたといえます。本件裁判例は、純粹私的整理(公正中立な第三者の関与を経ず、当事者のみで債務整理を行う私的整理)に関するものですが、上記判断が準則型私的整理手続にも該当するのかどうかについては、判旨からは必ずしも明らかではありません。ただし、準則型私的整理手続の中でも、事業再生ADR手続においては、金融機関に対する一時停止通知の発出は、実務ないし裁判例(東京地裁平成23年11月24日判決等)において、支払停止に該当しないと解されています。

学説等においては、債権者に債権を支払えない旨を表明したとしても支払停止には該当しない場合を認める解釈を模索する説<sup>1)</sup>も唱えられており、本件裁判例においても、この点について目配りがされています(上記下線部ご参照)。ただ、

1:例えば、伊藤眞説(「債務免除等要請行為と支払停止概念」NBL670号15頁)や、上記裁判例で引用された最高裁昭和60年2月14日判決と同じく、支払停止の意義が問題となった最高裁平成24年10月19日判決の須藤正彦裁判官補足意見など。

どのような場合に、判旨にいう「実現蓋然性の高い事業再建計画が示された場合」に当たるのかは、明らかではなく、今後の実務・裁判例の集積が待たれるところです<sup>2</sup>。この点、上記東京地裁平成23年11月24日判決（更生債権等査定申立て事件）は、事業再生ADRによって再建を図った企業が、当該手続を取り下げ、会社更生手続に移行した後、事業再生ADR利用申請前後（更生手続開始申立て前）の担保権の設定等が否認権の行使対象になるかどうかの問題となった事案ですが、東京地裁（民事第8部）は、前掲の学説に近い解釈を提示した後、「更生会社らは、事業再生ADRにおける事業再建を図ることを前提として専門家に事業再生計画の策定を依頼し、近く事業再生ADR手続の利用申請をすることを予定した上で、申立人（筆者注：金融機関）にはその内容等を説明したものであるから」支払停止には当たらないと判示しているのみであり、事業再生計画の内容やこれに対する金融機関らの意思を特に詳細に吟味することなく支払停止該当性を否定しており、上記の点について如何に考えるべきかについては必ずしも明らかではありません。

また、本件裁判例はいわゆる第二会社方式による事業再生スキームについて判断したものであり、かかるスキームは実務上も頻繁に見受けられるものです。この点、本件裁判例で

は、かかる第二会社方式一般に妥当するかのような判示の下で支払停止該当性を肯定しています。本件裁判例がどこまでの射程を意識したのかは判旨から明らかではありませんが、上記のような第二会社方式の重要性に照らし何らかの制限的解釈が試みられるべきとの見解（例えば、金融法務事情2094号6頁）もある一方、金融機関の立場からすれば、本件裁判例の事案のような純粹私的整理の下での事業譲渡＋特別清算（あるいは破産）という方式では、（本件裁判例がいうとおり）会社の清算の一環ともいいうる事業譲渡の実行について事前に自らの賛否の意思を介在させるフェーズがなく、問題であるという考え方もあり得るでしょう。この点もまた、今後の議論が俟たれます。

#### 第4 終わりに

本件裁判例と類似の事案では、弁済猶予の申入れが支払停止に該当するとして金融機関の預金拘束及び相殺が認められる可能性があります。さらに進んで、かかる対応をも踏まえ、事業再生計画案において、債権者間の実質的衡平を図ることも検討すべきポイントとなるように思われます。あくまでも事例判断ですが、興味深い裁判例といえるでしょう。

2:この点、本件裁判例でも認定されているとおり、Xの主要取引先であるFグループや主要行であるB信用金庫は、本件バンクミーティングに先立ち本件事業再建計画に協力しており、Yを除く金融債権者らも、Xに対する債権の一括弁済を求めたりはしていません。また、最終的に、Xに係る特別清算手続においても、Xの取引金融機関は結局、棄権1社を除き全員賛成（預金拘束等を主導したA信用保証協会を含む。）の上、協定案が可決されています。このような事情について、どこまでが事後的に「実現蓋然性の高い事業再建計画」（なお、「実現蓋然性が高い」という限りでよく、実現することが確実であることまでは要求されていない点がポイントでしょう。）であるとの判断要素にされるのかどうかは、今後検討すべき点だと思われ（本件裁判例においては、少なくとも前者は排斥されています。）。

## 相続法改正が事業承継、債権管理・回収等の実務に与える影響と留意点①

佐藤 俊  
Shun Sato

PROFILEはこちら



## 第1 はじめに

2018年7月6日、民法のうち相続法分野の改正法である、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下「改正民法」といい、改正前の民法を以下「現行民法」といいます。)が成立し、同月13日に公布されました。

この改正法は、1980年以來の相続法分野の抜本的な改正法になります。一般に、主に遺された配偶者の生活に対する配慮から、配偶者の居住権保護に関する規律が盛り込まれた点が盛んに報道されておりますが、事業承継や、債権管理・回収等の側面から見た場合に重要な改正ポイントも含まれております。

改正法は、原則として、2019年7月12日までに施行されることとなっており、施行まであまり日もありません。事業承継をお考えの経営者の皆様や、債権管理・回収等のご担当者様、遺産たる預貯金を預かっている金融機関の皆様にとって何がどのように変わるのか、本稿より連載の形で整理を試みたいと思います。

第1回は、特に事業承継にまつわる改正点について紹介します。

## 第2 事業承継に関連する相続法の改正点

## 1 自筆証書遺言の方式の緩和と保管制度の創設

特に非公開の同族会社の場合、オーナーが遺言書を作成することにより、当該同族会社の株式等の承継人(相続する者、受遺者又は受贈者)を定めることがよく行われており、相続を契機に事業承継が起きる場面において、この方法は一つの有効な手段になってきました。

平時における遺言書の作成方式には、主に公正証書によ

る場合と、自筆証書による場合とがありますが、一般に、公正証書による方が改竄や紛失の虞を回避できる一方で、公正証書に行く、証人を準備するなど手続が煩雑で費用も高額になるため、現実には自筆証書による方も多くおり、利用件数も増加傾向にあるようです。ただ、現行民法では、自筆証書遺言は遺言者がその全文、日付、氏名を自書の上押印しなければそもそも有効な遺言とは認められないため(現行民法968条1項)、一般に高齢の遺言者にとって、長文の遺言書を作成する際の障害とされてきました。

そこで、改正民法968条2項で、自筆証書遺言の方式を緩和し、全文の自書までは求めずに、相続財産の目録部分は印字等でもよい旨の改正がなされました(本文、日付及び氏名の自書は相変わらず必要です。)。目録部分には、毎頁(表裏印刷の場合には表裏双方)に署名と押印が必要になります。

また、遺言の改竄、紛失の虞を回避するため、自筆証書による遺言書を法務局で保管する制度も新たに創設されています(法務局における遺言書の保管等に関する法律)。これは、自筆証書による遺言書の原本を法務局に本人が持参することにより、当該遺言書を法務局で保管するという制度です。これによりますと、検認手続が不要になるというメリットもあります。

以上のとおり、遺言書の作成方式が緩和され、かつ、後日の改竄、紛失のリスクをも軽減できる制度が創設されましたので、事業承継に当たり遺言書の作成をお考えの経営者の皆様には、遺言方式の選択や、その後の保管に当たっての参考にいただければと思います。

1:改正法の全体像につきましては、当事務所発行の「大江橋ニュースレター」37号から39号にて、「民法(相続関係)等の改正に関する最新の動向とその内容」(筆者と山本大輔弁護士の共著)と題して連載しておりますので、そちらもご覧いただければと存じます。

## 2 遺留分に関する改正と危険な「全て相続させる」旨の遺言

今回の改正民法では、遺留分制度が大きく変わり、現行民法の「減殺」という概念に代えて、「侵害額請求権」という概念が導入されることになりました。この点は、あまり報道等されていませんが、事業承継の場面で大きな禍根を残す可能性を孕んだ改正になりますので、注意喚起の意味で、本稿で取り上げさせていただきます。

遺留分とは、兄弟姉妹を除く相続人に法律上留保された相続財産の割合のことを言い、相続人による遺贈や贈与によっても侵害をすることができないものです。例えば、長男と次男の2名のみが相続人となる事案で、被相続人が、長男のみ全ての財産を相続させるとの遺言をしたとしても、相続財産の4分の1(遺留分率 $\frac{1}{4}$ ×法定相続割合 $\frac{1}{2}$ )は次男に留保されます。

現行民法では、この遺留分に関し、遺留分権利者に「減殺請求権」を認め、減殺請求権が行使された場合には、遺贈又は贈与の目的財産は、受遺者又は受贈者と遺留分権利者の共有になることとされていました。例えば、上記の事案で、相続財産が同族会社株式のみ(負債や特別受益なし)であった場合、遺留分減殺請求が行使されると、当該同族会社株式は、長男 $\frac{3}{4}$ 、次男 $\frac{1}{4}$ の共有(株数に応じて分割されるわけではありません。)になることになっていました。

ところが、改正民法においては、遺留分減殺請求という概念に代え、金銭請求権である遺留分侵害額請求権という概念が採用され、遺留分の回復方法は、これに一本化されました(改正民法1046条1項)。遺留分侵害額の計算は、以下の方式によりなされることとなります(改正民法1046条2項)。

遺留分 = 基礎財産 × 遺留分率 × 法定相続分率

遺留分侵害額 = 遺留分 - 遺留分権利者の特別受益

— 遺留分権利者が相続によって得た積極財産

+ 遺留分権利者が相続によって負担する債務

上記の事案で、例えば同族会社株式の評価が10億円であったと仮定すると、次男は長男に対し、2億5000万円の金銭請求をすることができることとなります。長男としては、納税猶予制度を利用したとしてもなお、相続税の支払などもあって手元現金に苦慮することが予想される中、更に高額な遺留分侵害額請求権が押し掛かることとなるのです。

この場合、長男が裁判所に申し立てれば、遺留分侵害額請求の支払に関して相当の期限の許与を受けられます(改正民法1047条5項)、一般に、非公開会社の株式の一部を売却したり、担保として借入れをしたりすることは困難で時間もかかりますから、いくら期限を許与されたとしても2億5000万円の弁済原資に事欠くことも想定されるところです(実際の場面では、承継した事業の活動から得た報酬の一部を原資に、長期的に弁済できる内容での期限の許与を申し立てることになると思われます)。仮に、許与された期限までに長男が弁済原資を確保できなければ、金銭債権の不履行になりますから、極論すれば、遺留分侵害額請求権を被保全債権として、相続した非上場会社の株式を差し押さえられる、ということも想定できなくはないところです。そうすると、せっかく事業承継のために前経営者たる被相続人が遺言をしても、結局は兄弟間に争いが発生し、果ては意図しない者に会社の支配権が移譲される可能性すら出てくることとなります。このような問題は、事業に欠くことのできない不動産が相続財産となっている場合などにも当てはまることです。

他方で、次男の側からみれば、上記の事案で2億5000万円全額の遺留分侵害額請求権を行使した場合に、相続税の支払リスクを考慮しておかなければなりません。長男からの回収が、期限の許与により長期にわたる場合、遺留分侵害額請求権の行使時点で多額の相続税納付義務が生じる可能性もありますから、どの範囲で権利を行使すべきなのか、行使した場合の税務リスクがどうなるのか等、事前に十分な検証をしておく必要があるといえるでしょう。

以上のとおりですので、事業承継をお考えの経営者の皆様は、相続発生後に争いが起きないように、現行民法以上に遺留



分を意識して遺言書を作成されなければなりません。既に「全て相続させる」というような遺言書を作成していたり、その他遺留分を侵害する内容の遺言書を作成している場合には、遺言書は撤回や変更も可能ですから、見直しを行う必要もあるでしょう。

### 3 その他事業承継に関連する改正点について

上記のほか、事業承継の場面では、居住用不動産から収益を得ている場面における配偶者居住権(長期居住権)に基づく収益の継続(改正民法1028条1項)や、個人事業用負債の弁済原資を早期に確保するための預貯金仮払い制度(改正家事事件手続法200条3項)や遺産分割前の預貯金債権の一部行使制度(改正民法909条の2)なども関係する可能性があります。ここでは紙幅の都合上指摘に留めますが、預貯金仮払い制度については、号を改めて紹介したいと思います。